

北海道告示第 10034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年1月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 江差木古内線
- 3 道路の区域

区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
上磯郡木古内町字大川国有林渡島檜山森林計画区檜山森林管理署3164林班へ小班地先から 同郡木古内町字大川国有林渡島檜山森林計画区檜山森林管理署3157林班と小班地先まで	前	11.18mから 57.63mまで	1,681.98m	—
	前	25.82mから 88.24mまで	1,636.92m	—
	前	11.18mから 57.63mまで	1,673.49m	—
	後	11.18mから 67.38mまで	1,681.98m	—
	後	25.82mから 91.95mまで	1,636.92m	—
	後	11.18mから 67.38mまで	1,673.49m	—